

四万十町地域おこし協力隊（民間企業等受入型）受入事業者募集要項

1 事業の目的

本事業は、町が地域おこし協力隊制度※¹を活用し、民間企業等（以下「事業者」という。）と協働して、地域協力活動※²に資する事業を創出することを目的とする。事業者が行う事業に対し町が「地域おこし協力隊（民間企業等受入型）」（以下「隊員」という。）を募集し、事業者との委託契約に基づき隊員を委嘱する。

※¹ 地域おこし協力隊とは…過疎や高齢化の進行が著しい地方において、地域外の人材を積極的に受け入れ、地域協力活動を行ってもらい、その定住・定着を図ることで、地域での生活や地域社会貢献に意欲のある都市住民のニーズに応えながら、地域力の維持・強化を目的とした制度です。

※² 地域協力活動とは…地域力の維持・強化に直接資する活動であって、公益性を有するものです。

2 委嘱期間

隊員の任期は1年以上、最長3年とし、1年毎に更新することとする。

3 応募対象者

応募できる事業者は、町内に事務所・事業所等を置く法人（株式会社・NPO法人・一般社団法人など）及び町内に住所を置く個人事業主とする。

※応募時点でこの要件を満たしていない場合は、隊員の募集開始時までには要件を満たすことを条件として、応募要件を満たしているものとみなします。

4 応募要件

応募する事業者は、隊員を提案事業に係る業務に従事させながら、隊員のサポートを図るとともに、次の要件を満たすこと。

- （1）隊員の活動内容に責任を持ち、町内での生活をサポートするとともに、町からの問い合わせに迅速に対応する担当者を配置すること。
- （2）受入期間終了後に隊員が希望すれば、正規雇用として引き続き働き続けられるように責任を持つこと。
- （3）町税等の滞納がないこと。
- （4）風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する営業を行う事業者でないこと。
- （5）特定の宗教・政治団体と関わる場合や業務の内容が公序良俗に反する営業を行っている事業者でないこと。
- （6）四万十町の事務及び事業における暴力団の排除に関する規則（平成25年規則第16号）第2条第2項第5号に規定する排除措置対象者でないこと。
- （7）地域おこし協力隊の制度について理解し、本事業の趣旨に賛同すること。

5 選定の流れ

隊員の受け入れを希望する事業者は、募集要領記載の提出資料を作成の上、期限までに提出してください。

申し込みのあった事業者全員に、審査会にて提案事業のプレゼンテーションを行っていただき、委託する事業を選定します。

選定の結果については、決定後速やかに当該事業者に通知するとともに、町ホームページにて公表します。なお、審査内容については非公開とします。